

平成20年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成20年9月5日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年9月5日 午後0時21分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長	
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)		環境下水道課長	池田 博幸
	企画・企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長		水道課長	角 勝義
福祉課長		代表監査委員	西川 平七	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年9月5日（金）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第7号 平成19年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第8号 平成19年度嬉野市健全化判断比率の報告について
- 報告第9号 平成19年度嬉野市公営企業会計資金不足比率の報告について
- 報告第10号 平成19年度嬉野市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第62号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第63号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第64号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第65号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 嬉野市犬取締条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 土地の取得について
- 日程第13 議案第70号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第71号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第72号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第73号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第74号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第75号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第76号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第77号 平成19年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第78号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 日程第22 議案第79号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第80号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第24 議案第81号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第82号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第83号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第84号 平成19年度嬉野市水道事業会計決算認定について
- 日程第28 議案第85号 嬉野市固定資産評価員の選任について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第32 発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第33 先議表決
- 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例について
- 議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第34 陳情の委員会付託
- 日程第35 委員長報告 総務企画常任委員会 消防活動について
文教厚生常任委員会 教育問題について
産業建設常任委員会 農産物の販売について
議会運営委員会 議会運営について

午前10時 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日より平成20年9月定例会市議会が開催をされたところであり、議員の皆さん方におかれましては、公私ともお忙しい中に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回

嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、9月3日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

皆さん改めましておはようございます。去る9月3日に議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の議会運営につきまして協議を行いました。ただいまより会期日程案について御報告を申し上げます。

お手元の平成20年第3回嬉野市議会定例会会期日程（案）をごらんください。

会期は、本日9月5日から9月25日までの21日間ということで、9月5日、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、陳情の委員会付託、委員長報告。

9月8日及び9日、常任委員会。

9月10日、11日、12日、一般質問。今定例会におきましては15名の議員から一般質問の通告がっておりますので、10日に5名、11日に5名、12日に5名という配分で行いたいと考えております。

9月16日、17日、18日、19日は、19年度決算特別委員会の開催予定をしております。

9月22日、24日、議案質疑。

9月25日、討論、採決、閉会といたしたいと思っております。

以上、今定例会の会期日程案について御報告を申し上げます。

○議長（山口 要君）

議会運営につきましては、ただいま報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に20番山田伊佐男議員、21番山口栄秋議員、1番小田寛之議員を今会期中指名をいたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から9月25日までの21日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

報告第7号 平成19年度嬉野市一般会計継続費精算報告書についてから報告第11号 専決処分の報告についてまでの5件の報告につきましては、お手元に文書配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例についてから日程第31．諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま第3回嬉野市議会定例会が開会をされたところでございます。会期中、真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまございました提案理由について御説明を申し上げます。

本日、平成20年第3回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活躍、御活動に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、7月1日より開かれた行政、市民参加の行政を目指して、市が制作をいたしましたテレビ番組「うれしのほっとステーション」が市内の有線テレビを通じて放送を開始したところでございます。市役所各課からのお知らせなどの行政情報だけでなく、市内の行事の紹介、市民の皆様によく出演していただく告知コーナー等を放送いたしておりますので、市民の皆様にも親しまれる番組として育ててまいりたいと考えておるところでございます。

次に、7月の12日から7月30日まで開催されました平成20年度第45回佐賀県中学校総合体育大会におきまして、塩田、嬉野中学校が県内の中学校別成績で1位、2位を占めるなど実力を遺憾なく発揮され、すばらしい成績を残されたところでございます。団体では塩田中学校が男子バレーボール、男子卓球で優勝、嬉野中学校がサッカー、女子ソフトテニスで優勝されるなど輝かしい成績でございました。また、個人でも多くの種目で優勝者や上位入賞者が出ていたなど、その目覚ましい活躍は私を初め、市民の皆様にも大きな感動を与えてくれたところでございまして、中学生の皆様にも改めて祝意を申し上げたいと思っております。

いよいよ10月10日から10月の13日まで高松宮賜杯第52回全日本軟式野球大会が嬉野市みゆき公園をメイン会場として開催をされます。本大会は、天皇賜杯大会に次ぐ権威ある大会で、全国から各ブロックの軟式野球の頂点に立つ32チームの選手の皆様に参加されます。選手、役員、また応援団など、延べ3,000名の皆様方が嬉野に御来市いただきますので、大会の成

功に向けて支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

さて、市政についてでございますが、行財政改革につきましては、平成22年度までの具体的な行政改革の取り組みを明示した嬉野市集中改革プランに基づき実施をしておりますところでございます。集中改革プランでは年度ごとの計画効果額を定めており、平成19年度の計画効果額を425,230千円と見込んでおります。現在、集計作業の途中でございますが、実績見込み額517,110千円、達成率は122%となっております。議員の皆様や市民の皆様の御理解、御協力をいただきまして、改革プランの計画効果額を上回って達成する見込みとなっております。今後なお財政状況は厳しくなることが予想されることから、毎年改革プランの見直しを行い、着実な実行と進行管理に努めてまいりたいと思っております。

新幹線関係につきましては、主に沿線住民の方を対象に5月から7月まで説明会を開催されたところでございます。説明会につきましては、事業主体の独立行政法人鉄道・運輸機構の主催で行われ、佐賀県及び私ども市の担当者も出席をしたところでございます。西九州ルートの実業の概要や環境対策や安全対策に十分に配慮し、工事を実施することなどを説明され、御理解をいただけるようお願いをされたところでございます。

今年度は用地測量が行われ、順調に行けば西九州ルートの中で一番の難工事と予想される俵坂トンネル、全長約5.5キロメートルの工事を今年度末に着手される予定と承っているところでございます。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案につきましては、条例の制定1件、条例の一部改正7件、土地の取得について1件、平成20年度補正予算議案7件、平成19年度決算認定について8件、固定資産評価員の選任について1件、人権擁護委員の推薦について3件の計28件の御審議をお願いするものでございます。

議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、嬉野市の関係する条例を改正するため、この条例を制定するものでございます。

議案第62号から議案第68号の7議案は、条例の一部改正でございます。

まず、議案第62号から議案第63号の2議案、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び嬉野市税条例の一部を改正する条例は、上位法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年10月1日より平成23年3月31日の間に限り無料とするため所要の改正を行うものでございます。

議案第65号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例は、嬉野市古湯温泉第1、第2駐車場を増設するに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第66号 嬉野市犬取締条例の一部を改正する条例は、飼い犬の飼育をやめる場合の取り扱いを変更するため所要の改正を行うものでございます。

議案第67号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例は、企業誘致の促進を図るため所要の改正を行うものでございます。

議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例は、嬉野温泉公園を都市公園として管理するため所要の改正を行うものでございます。

議案第69号 土地の取得につきましては、地方自治法等の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第85号 嬉野市固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定に基づき、総務部長の森育男氏を固定資産評価員に選任したいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

森氏は昭和●年●月●日生まれの●歳で、昭和46年3月から嬉野町事務吏員として税務課副課長、観光商工課長、総務課長、総務部長、合併後は嬉野市嬉野総合支所長として勤務し、行政経験も豊かで固定資産評価員として適任と考えたところでございます。

次に、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

まず、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、江口浩氏が平成20年12月31日をもちまして3年の任期が満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたいと思えます。

江口氏は塩田町大字久間乙●●番地の●、西山区に居住され、昭和●年●月●日生まれの●歳でございます。人権擁護委員として平成15年1月から相談活動をいただいております。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、熊谷正之氏が平成20年12月31日をもちまして3年の任期が満了になりますので、引き続き同氏を推薦したいと思えます。

熊谷氏は嬉野町大字下野乙●●番地、下吉田区に居住され、昭和●年●月●日生まれの●歳でございます。人権擁護委員として平成18年1月から相談活動をしていただいております。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、宮崎和子氏が平成20年12月31日をもちまして3年の任期が満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたいと思えます。

宮崎氏は嬉野町大字不動山甲●●番地●、下不動に居住され、昭和●年●月●日生まれの●歳でございます。人権擁護委員として平成18年1月から相談活動をしていただいております。

3氏ともに実績は十分であり、社会奉仕の精神に基づき、さまざまな悩みを持つ方々の相

談相手として地域福祉の向上のために御尽力されております。このような理由で3氏を人権擁護委員として適任者であると考え、再度推薦いたしたいと考えているところでございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第70号から議案第76号までは平成20年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

議案第70号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国、県の補助事業の内示に伴うものや事務事業の進捗に伴い所要の補正を行うもので、299,075千円を追加補正し、補正後の予算総額を11,391,777千円とするもので、当初予算比は381,777千円、率で3.5%の増で、前年同期比は166,338千円、率で1.5%の増でございます。

歳出の主なものにつきましては、2款の総務費で、現在借地で運用しております嬉野インター第2駐車場用地の購入費用に104,544千円、古湯温泉の建設に市有林の杉、ヒノキを材として活用するため、伐採、加工等に要する費用として6,975千円、定住促進奨励金を7,599千円、企業誘致用の土地、建物の購入費用として90,000千円などを計上いたしました。

6款の農林水産業で、施設園芸用の加温用燃料の急激な高騰に対応するため、省資源型施設園芸確立緊急対策事業として7,941千円、来年の茶業大会に向け出品の奨励のため、茶品評会出品奨励金1,420千円などを計上いたしましたところでございます。

7款の観光商工費で、嬉野温泉C I事業として観光客の増加を図るため、嬉野市のPRビデオをテレビ放映する費用を3,150千円、英語版の観光パンフレット作成の費用として1,134千円などを計上いたしました。

一方、これらを補う財源といたしまして歳入では、地方交付税を248,752千円、県支出金を15,485千円、繰越金を11,598千円など計上いたしました。

次に、議案第71号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、医療費の概算見込み及び前年度の医療費の精算に伴うものが主なもので、歳入歳出それぞれ44,957千円を減額し、補正後の予算総額を3,937,116千円とするもので、当初予算比は1.1%の減で前年同期比は115,597千円、率で2.9%の減でございます。

次に、議案第72号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前年度の医療費の精算に伴うもので、9,701千円増額し、補正後の予算総額を377,571千円とするもので、前年同期比91.2%の減でございます。

次に、議案第73号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、五町田、谷所地区への汚泥搬入に関して生活環境影響調査を

実施することに伴い事業費を組み替えるもので、歳入歳出予算額の増減はございません。

次に、議案第74号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、補償費の確定に伴い事業費の組み替えを行うもので、歳入歳出予算額の増減はございません。

次に、議案第75号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前号議案同様、補償費の確定に伴い事業費の組み替えを行うもので、歳入歳出予算額の増減はございません。

次に、議案第76号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益で上水道高料金対策交付金の資本費変更に伴い、上水道ほか会計補助金を692千円増額し、補正後の予算額を779,780千円とし、収益的支出では、棚卸資産減耗費及び繰り上げ償還の費用など、営業費用及び営業外費用を1,245千円増額し、補正後の予算額を758,183千円とするものでございます。

資本的収入では、既設配水管移設工事に伴う上水道工事補償金を3,630千円増額し、補正後の予算額を45,448千円とし、資本的支出では、市道交差点改良事業に伴う工事請負費を1,700千円増額し、補正後の予算額を579,673千円とするものでございます。

議案第77号から議案第84号までは平成19年度嬉野市一般会計を初め、各特別会計及び水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものであります。

平成19年度は「健康づくり」、「旧両町の融和」、「地域力」を3本の柱として、それぞれに意を配り事務事業の進捗を図りました。その成果は歳入歳出決算書、決算審査意見書、主要な施策の成果説明書、決算資料のとおりでございます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、新しく平成19年度決算から普通会計についての健全化判断比率及び水道事業会計等の公営企業会計等については、資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告することになりました。それらの比率につきましては、報告第8号から報告第10号のとおりでございます。

以上、提出議案28議案につきましての概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては、担当部長等に説明いたさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今議会におきましては、15名の議員の皆様方から一般質問をいただいております。懸命に努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、平成19年度嬉野市一般会計及び特別会計決算等並びに嬉野市水道事業会計決算等の審査結果について監査委員に報告を求めます。西川代表監査委員。

○代表監査委員（西川平七君）

皆さんおはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、平成19年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告いたします。

まず、お手元でございます2種類、2冊の審査意見書を御用意いただきたいと思えます。

この内容の詳細につきましては、後日、審査意見書を御確認いただくということで、本日は審査の概要だけを申し上げさせていただきます。

平成19年度の決算審査につきましては、水道事業会計を6月下旬に2日間実施をし、また、同事業の経営健全化審査を7月の23日に実施いたしましたところでございます。

また、一般会計及び特別会計の決算と基金の運用状況調書並びに財政健全化法関係の調書に関しましては、8月に審査を実施したところでございます。

その結果につきましては、芦塚監査委員と合意の上、私が本日、代表して御報告いたします。

それでは、お手元でございます平成19年度嬉野市歳入歳出決算及び基金運用状況並びに財政健全化審査意見書をごらんいただきたいと思えます。

平成19年度嬉野市一般会計及び特別会計の決算審査結果につきましては、1ページをお開きいただきまして、4の下段でございます。4、審査の結果に記述をしているとおりでございます。おおむね良好な決算と確認いたしました。

財政面を全般的に見ますと、集中改革プランの初年度でございました平成18年度は計画を上回る成果を上げ、それに続きます平成19年度につきましても、収納対策や経費節減に努められたことによりまして良好な決算状況であったと考えております。

それから、引き続きまして21ページをお開きいただきたいと思えます。

21ページ、平成19年度定額の資金を運用するための基金の運用状況調書審査意見書でございます。

このことにつきましては、基金の運用状況につきましても目的に沿って適正に運用され、計数は正確であることを確認したところでございます。

続きまして、23ページ、24ページをお開きいただきたいと思えます。

平成19年度財政健全化審査意見書、24ページが平成19年度嬉野市公営企業会計資金不足比率審査意見書でございます。

今回初めて実施をいたしました財政健全化審査に関してでございますが、昨今のこの厳しい地方自治体の財政状況を受けまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19

年6月に制定をされたところでございます。

これによりまして、19年度決算から健全化判断比率をその基礎資料となる書類とともに監査委員が審査をし、その意見を付して議会に報告することとなったところでございます。先ほど市長から紹介があったとおりでございます。

なお、この数値につきましては、市民の皆様にも公表がされるものでございます。

今回、この審査は基礎となる書類が適正に作成されているか、これに主眼を置き実施をいたしました。なお、これらの指標はお手元に配付をしております訂正分をごらんのおり、本年度におきましては、解釈の相違等の事情で一部変更をしておるところでございます。

23ページ、2、審査の結果というところの表をごらんいただきたいと思いますが、健全化判断比率の①でございます。一般会計等の実質赤字を示します実質赤字比率、それと2番目がすべての会計の実質赤字を示します連結実質赤字比率、この1番目、2番目はともに実質収支は黒字であったために赤字比率の数値は出ておらないわけでございます。この表の下段に「①及び②は負の値のため数値の表示はしていない」と、こういうことで説明をしておきます。

それから、③の公債費及び公債費に準じた経費の比重を示します実質公債費比率、それと4番目の地方債残高ほか、将来負担すべき実質的な負債をとらえた将来負担比率に関しましても、いずれも基準値未満となりまして、当市におきましては、問題となるような結果は出ず安心したところでございます。ちなみに、表中の基準値を超えますと財政健全化計画の策定なり、外部監査等が要求されるようになるわけでございます。また、数値が上がれば国の同意が必要とか、起債が制限されるなど、制約がいろいろ加えられるものでございます。

次に、24ページの公営企業会計資金不足比率審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

当市の特別会計において資金不足比率の算定が必要となるものは、農業集落排水、それと公共下水道事業の2会計でございます。いずれも資金不足が生じておりませんので、数値はございません。2、審査の結果の表をごらんいただくとおわかりのとおりでございます。

これまでこの件に述べてまいりましたように、当市における各指標は健全なもの認められますが、20年度決算からはさらに慎重な数値の検討が必要であると考えておるところでございます。

1枚お開きいただきまして最終ページでございます、25ページ、審査の総合意見、まとめを記述しております。後日、御確認をお願いいたします。

続きまして別冊、嬉野市水道事業会計決算及び経営健全化審査意見書、これをごらんいただきたいと思っております。

水道事業会計決算審査について、概要を御報告いたしたいと思っております。

お手元の平成19年度嬉野市水道事業会計及び経営健全化審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

平成19年度嬉野市水道事業会計の決算審査結果につきましては、1ページをお開きいただきまして、第二、審査の結果というところに、審査に付された決算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表等は地方公営企業法並びに関係法令に準拠して作成されており、経理は適正にして、その計数は正確で、また帳票、証拠書類等も適正に処理され、19年度の決算は良好なものと確認をいたしたところでございます。

また、今年度から始まりました経営健全化判断指標であります資金不足比率の審査につきましては、基礎となります資料の作成、これは適正に行われておりまして、数値につきましても、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

ここに経営健全化の審査意見書を掲載しておりますが、第二、審査の結果の表のとおりでございます、良好なものでございます。

ただし、これらの数値に関しましては、一般会計、特別会計、水道事業会計とも健全化基準の数値を上回っていないとはいえ、財政事情そのものは依然厳しいものかと考えておるところでございます。引き続き効果的な財政運営を要望したところでございます。

1枚お開きいただきまして最終ページ、10ページでございます。

ここに水道事業会計の審査の総合意見ということでまとめておるところでございます。後日、御確認をお願いいたします。

以上をもちまして平成19年度各会計の決算審査の報告を終わります。議員各位におかれましては、さらによりよき意見を御寄与いただきますように御期待を申し上げまして、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで決算審査の報告を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第61号から議案第64号までについて。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、議案第61号から議案第64号までについての細部説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成20年9月5日提出。

嬉野市長 谷口太一郎。

理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に

に伴い、条例を制定する必要があるためでございます。

2 ページ目のほうに移りますけれども、第 1 条、議案第 61 号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部改正につきましては、今回、地方自治法第 100 条第 12 項により、議会活動の範囲の明確さがされたことによりまして適用条項を 1 項ずつ繰り下げられることによるものでございます。

第 2 条、嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例及び第 3 条の嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正によりまして議会議員の報酬名称等が改正されたことにより、関係例規中の字句の訂正を行うものでございます。

第 4 条、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、議員の報酬に関する規定が新設されることにより、地方自治法第 203 条の規定から議会議員に関する規定が削られ、同条が第 203 条の 2 に繰り下げられることにより一部改正されるものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するということになるわけでございます。

9 ページ、10 ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第 62 号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。
嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 34 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 20 年 9 月 5 日提出。

嬉野市長 谷口 太郎。

理由といたしましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 19 年法律第 58 号）が平成 20 年 10 月 1 日に施行されるものに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

この改正につきましては、行政改革の推進に関する法律に基づきまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、そして国際協力銀行が解散をされまして新たに株式会社日本政策金融公庫が設立されました。この改正を受けて適用公庫であります沖縄振興開発金融公庫に改め、第 13 条の規定、年次休暇の取り扱いの適用の条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

次、11 ページをお開きいただきたいと思えますが、議案第 63 号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について。

嬉野市税条例（平成 18 年嬉野市条例第 51 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 20 年 9 月 5 日提出。

嬉野市長 谷口 太郎。

理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）等の施行

に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の主な改正条項につきましては、1つ目が寄附金税制の拡充に関する事項でございます。2点目が証券税制の見直しに関する事項でございます。そして、3点目が公的年金からの特別徴収制度の導入に関する事項でございます。以上の3点が主な改正となります。

12ページから32ページまでにわたっておりますけれども、全体を通して御説明をいたしたいと思っております。

第19条及び第38条第1項から第47条の6第2項までが公的年金の特別徴収の導入関係の改正でございます。主に期限後に納付、または納付する税金、納入金に係る延滞金など、そしてまた、個人の市民税の徴収方法、給与所得者に係る個人の市民税の特別徴収等が一部改正をされ、新たに公的年金等に係る、所得に係る個人の市民税の特別徴収等が追加制定をされておるところでございます。

第33条第3項から第36条の2第4項までが寄附金控除関係の改正で、主に寄附金控除額が所得の控除から削除をされ、寄附金税額控除等が追加制定をされているところでございます。

次、第51条及び第56条が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正によるもので、附則により、証券税制の見直しに関する部分の改正を行っているところでございます。

この適用については、26ページ以降に附則の施行日について掲げておりますけれども、第1条第1号から5号までは各条例の適用条項に定める施行日を定めております。

また、第2条以降の施行期日につきましては、各条例の適用条項に伴う経過措置を定めておるところでございます。

以上、議案第63号については、説明以上でございます。

33ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第64号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について。

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

平成20年9月5日提出。

嬉野市長 谷口太郎。

理由、住民基本台帳カードの交付手数料を改定するために条例の一部を改正する必要があるためでございます。

このことにつきましては、住民基本台帳カードの普及、そしてまた、促進を図るために交付手数料を無料化するものでございます。

なお、特別交付税措置が平成20年度から22年度までの3年間に限り財政措置が講じられておるところでございます。

附則として、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第65号について説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

それでは、議案第65号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

嬉野市営駐車場条例（平成18年嬉野市条例第61号）の一部を別紙のように改正する。

平成20年9月5日提出。

嬉野市長 谷口太一郎。

理由としまして、市営駐車場の増設に伴い条例の一部を改正する必要があるということでございまして、今回新たに古湯温泉第1駐車場、第2駐車場を増設いたしました。その関係の駐車使用料の規定を新たに設けるものでございます。

まず、第2条としまして、嬉野市古湯温泉第1駐車場、それから嬉野市古湯温泉第2駐車場を第2条の表に加えるものでございます。

それから、第6条の別表関係につきまして、現在までありました3つの駐車場に加えまして、一般駐車場としまして料金設定を変えまして、古湯温泉第1駐車場、それから嬉野市古湯温泉第2駐車場につきまして2時間以内100円、2時間を超え1時間ごとに100円という、これを追加いたしております。それから下段の表の回数（サービス）駐車券につきまして100円券を新たに設けまして、100円券11枚で1千円というふうなことで使用料の規定を設けております。

附則としまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第66号について説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第66号 嬉野市犬取締条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、飼い犬の飼育をやめる場合の当該犬の引き取り場所を見直したいので、この条例を改正する必要があるためでございまして、内容といたしまして議案資料の34ページに掲載をしておるところでございまして、嬉野市犬取締条例新旧対照表ということでございまして、第3条の現行、「飼い犬を捨てる時は、所定の不用犬回収箱に入れること。」ということでございまして、改正案といたしまして「飼い犬の飼育をやめる場合は、市長の指示に従うこと。」というふうな改正案でございまして。

附則といたしまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第67号について説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議案第67号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
嬉野市企業等誘致条例（平成18年嬉野市条例第129号）の一部を別紙のように改正する。
平成20年9月5日提出。

嬉野市長 谷口太一郎。

理由としましては、企業誘致の促進を図るため、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

今回の企業誘致条例の一部改正の主なものとしましては、新たな奨励措置の設置をいたしております。第4条関係で設けておりますけど、用地取得奨励金の交付、それから第4条の第5項で、上水道使用奨励金の交付等についての新たな規定等が主なものでございます。

順を追って説明申し上げます。議案資料の35ページ、36ページをお開きください。

まず、定義としまして、第2条の3号、新設の欄に、条文中、市長と企業の進出に関する協定を締結したものについてということで、新設の語句の規定をいたしております。

それから、第4条につきましては、奨励措置でございます。

この中で、先ほど申し上げましたように、第4条の第4号に用地取得奨励金の交付、5号に上水道使用奨励金の交付、この新規の奨励金の措置を2号追加いたしております。

それから、続きまして奨励措置の適用条件でございます。

これは、現行の条例につきましては、11条で規定をしておりますけど、これを繰り上げまして第5条として規定をいたしております。内容等についての変更はございません。

続きまして、第6条について、これも条項の繰り上げでございます。

第7条も繰り上げでございます。

36ページの第9条が奨励措置の交付、これは内容が変わっております。

第9条につきましては、雇用奨励金の交付でございますけど、この中で従業者1人当たりにつきまして現在300千円の雇用奨励金を出しておりますけど、これを500千円に増額をいたしております。

第2項の前項の雇用奨励金の限度額につきまして、現在10,000千円といたしておりますものを75,000千円ということで限度額の拡大、増額を図っております。

次に、用地取得奨励金の交付でございます。第10条でございます。新たな条項でございます。市長は、新設に伴う用地取得面積が1万平米以上の場合、用地取得費の4分の1相当額を用地取得奨励金として交付することができるということで、第2号でその限度額を25,000千円と規定をいたしております。

第11条で上水道使用奨励金の交付でございます。これにつきましては、「市長は、新設に伴い対象事業の用に供するため上水道を使用する場合に、上水道使用奨励金を交付すること

ができる。」ということで、上水道使用奨励金の額は上水道使用料金相当額とするということで、第3号で3年間、第4号でその限度額として25,000千円ということで規定をいたしております。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するということでお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第68号について説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、42ページ、議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、嬉野温泉公園を都市公園として管理するため条例を改正する必要があるため、内容といたしましては、議案資料の37ページに現行の都市公園と、それから追加する嬉野温泉公園を掲げております。

第2条の表中に嬉野温泉公園を追加するものでございまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

内容といたしましては、当温泉公園につきましては、塩田川の改修工事と同時に塩田川水辺空間創出事業という事業におきまして佐賀県において整備を進めてもらっていましたが、当事業が完了いたし、8月21日に嬉野市に引き継ぎをいたしましたので、一日でも早い開放がいいというふうな御意見を賜りましたので、公布の日からということでお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第69号について説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議案第69号 土地の取得について御説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1番目に物件の所在地でございます。嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲2164番地1ほか7筆でございます。

2番目の取得予定面積としまして1万226.58平方メートルでございます。

取得の方法としまして、売買でございます。

4番目、取得予定価格89,000千円でございます。

5、契約の相手方としまして、広島県府中市中須町1227番地の1、後藤被服株式会社 代

表取締役後藤昇でございます。

これにつきましては、昭和49年の10月に塩田町の企業誘致の第1号としまして誘致をしておりました、当時後藤被服、現在ジーベックと会社名を変えておりますけど、そういったことで、誘致をされて現在まで操業されておりましたけど、それが8月末をもって工場の閉鎖をされておりますので、その跡地を取得いたしまして次の新たな企業誘致のための用地の取得を行いたいということで、今回議会の議決をお願いするものでございます。

平成20年9月5日提出、嬉野市長、谷口太郎ということで、企業誘致の用地として取得をする必要があるということでの理由でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第70号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、議案第70号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,391,777千円とするものでございます。

前年同期比で166,338千円、率として1.5%の増となっております。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入で主な大きいものは、まず、10款の地方交付税248,752千円。

それから次が、15款の県支出金15,485千円。

2ページ目に移りまして、19款の繰越金11,598千円。

それから、4番目が20款の諸収入で9,516千円。

そして、戻りまして18款の繰入金が8,921千円となっております。

歳出につきましては、事項別明細書によって御説明をしていきたいと思っておりますので、19ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳出、2款の総務費、5目、財産管理費でございますが、17節、公有財産購入費134,544千円でございますが、まず、嬉野インター第2駐車場用地の取得でございますが、この駐車場につきましては、嬉野インターに隣接をしております嬉野温泉の玄関口として景観を保ちながら、平成18年10月から賃貸契約を結びながら高速バス利用者の駐車場として利用し、昨年の高校総体とか、全国シニアソフトボール大会、そして8月に開催されました嬉野夏まつり、花火大会などの駐車場として活用をいたしました。今後も現在の利用形態を保ちながら将来は産業振興の面でも、スポーツ面でも嬉野市の活性化につながるよう購入するものでございます。次の本庁敷地拡張用地30,000千円でございますが、本庁庁舎敷地への入り口の際に、また、来客者とか一般市民の出入りが混迷をしているということの声を

聞きまして、その混乱の回避と景観保全のために購入するものでございます。

6目．企画費、13節．委託料でございます。6,975千円、これにつきましては、今年中に工事着工いたします古湯温泉建設に対しまして市有林の杉、ヒノキを材として活用するため、市有林の伐採から加工までに要する経費を計上したところでございます。

次の19節．負担金、補助及び交付金、補助金の中に定住促進奨励金7,599千円を補正しておりますが、これにつきましては、定住促進条例の制定に伴いまして定住促進奨励金5件分を計上したものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思えます。

2款の総務費、同じく17節．公有財産購入費で90,000千円、このことにつきましては、今の企画部長から御説明がありましたとおりでございます。国道498号線沿いに所在しておりました株式会社ジーバックが8月末をもって閉鎖となったわけでございます。そのことを受けて本市の活性化と雇用拡大のために企業誘致をするため用地と建物を購入するものでございます。

次のページ、21ページお願いいたします。

1目の税務総務費の中に3,442千円、節として委託料、14節、19節を掲げておりますけれども、この事務取扱については、公的年金等の支払い報告書が現在、紙の、ペーパーで各町村へ交付をされております。これが平成21年の1月から公的年金の支払い報告書が電子化されるということになり、電子化に向けたデジタルシステム等の導入の費用を補正するものでございます。

23ページをお願いいたします。

3款．民生費、1目．社会福祉総務費でございますが、1節．報酬に114千円、災害時要援護者支援連絡会議委員10名ということで補正をいたしております。これは、やはり災害時に要支援者、要援護者の避難支援活動を実施するために計画書なり、また支援方法等について御協議をいただく委員会でございます。

28ページをお開きいただきたいと思えます。

6款．農林水産業費でございます。3目．農業振興費、19節．負担金、補助及び交付金で7,941千円を補正しております。これは、石油の価格が高騰し、ハウスなどの施設園芸農家の経営に大きな影響が出ているところから燃料費の軽減を図るため、省エネルギー効果がある経費節減に係る施設、装置をされた農業者で組織された団体に経費の一部を支援するものでございます。

次の4目．茶業振興費、8節．報償費で1,420千円を計上いたしております。これは、来年11月に九州茶業大会が当市で開催されることになっております。茶業大会への出品奨励をし、嬉野茶のブランド化の確立を図るために奨励金を交付するものでございます。

次の29ページでございます。

3目. 林道事業費の中に15節. 工事請負費2,000千円を上げておりますけれども、これは林道の藤山線の路肩が崩壊し、交通が非常に危険が大きいということで、今回補正をいたしているところでございます。

30ページをお開きいただきたいと思っております。

7款. 商工費、4目. 観光費でございます。13節. 委託料、嬉野温泉C I事業4,284千円を補正いたしております。観光客の増客を図るためにテレビ媒体により観光PRを行う、そしてまた、外国人の観光客誘致対策の支援として振興を図るために英語版の観光ガイドマップを作成するための費用でございます。

以上で一般会計補正予算（第2号）についての御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第71号及び議案第72号について説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

それでは、補正予算つづりの41ページをお願いいたします。41ページからお願いします。

議案第71号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入で主なものは、45ページ、療養給付費等負担金が前年度実績によりまして追加交付となり8,436千円を増額し、46ページの療養給付費等交付金5,326千円を増額は、本年度医療費見込み等によるものでありまして、また、47ページの前期高齢者交付金58,841千円の減額は本年度交付金の確定によるものであります。

歳出につきましては、52ページで、老人保健拠出金を52,691千円減額し、53ページで、介護納付金を9,008千円減額しておりますが、これは今年度の支払い額の確定によるものでありまして、55ページの医療給付費交付金償還金は、前年度の実績に伴う超過交付償還のため17,001千円を増額補正するものであります。

続きまして、56ページからになりますけれども、議案第72号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度の老人保健特別会計の精算に伴うものでございますが、歳入につきましては、59ページの医療費交付金が前年度分の追加交付で2,738千円、また、60ページの繰越金が前年度からの繰り越しで6,963千円をそれぞれ増額しております。

歳出では、61ページ償還金で、前年度分の交付金の超過交付の償還のため、780千円を増額し、62ページの一般会計繰出金では、前年度分の精算による剰余金を一般会計へ繰り出すもので、8,921千円を増額補正いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第73号から議案第75号までについての説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第73号から75号まで御説明を申し上げます。

まず、議案第73号、63ページでございますけど、平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

事項別明細書、65ページをお開き願いたいと思います。

これにつきましては、委託料及び工事請負費の節間の組み替えでございまして、総額に増減はございません。

まず、委託料でございますけど、管路施設詳細設計、減額501千円、職員派遣、減額424千円、これにつきましては確定に伴う減額でございまして、それから生活環境影響調査、これにつきましては、他地区の汚泥の搬入の五町田、谷所地区に計画をしておりますので、その生活環境影響調査ということで2,100千円、不足する分を管渠の布設工事の工事請負費から1,175千円減額するものでございます。

続きまして、議案第74号、66ページでございますけど、平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

事項別明細書の68ページでございますけど、これにつきましては、保留地処分金事業の補償費の確定に伴いまして3,200千円の減額、その減額した分を委託料の3,200千円に組み替えるもので、総額の変更はございません。

続きまして、議案第75号、69ページでございますけど、平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

これにつきましても、前号議案同様、事項別明細書、71ページでございますけど、交付金事業の補償、補填及び賠償金の確定に伴いまして24,700千円の22節を減額し、工事請負費に24,700千円増額をお願いするものでございまして、総額に増減はございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第76号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第76号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）を説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出ですけれども、その中の収入ですが、営業外収益692千円増額補正いたしまして水道事業収益総額を779,780千円とするものでございます。

この内訳といたしましては、高料金対策交付金の改定に伴う増額補正でございます。当初予算につきましては、資本費175円で当初計画を立てておりましたけれども、平成20年度改定になりまして174円以上ということになっておりますので、1円分の増額補正でござい

それから、支出の営業費用ですけれども、1,201千円増額補正いたします。

また、営業外費用44千円の増額補正をいたしまして水道事業費用総額で758,183千円とするものでございます。

この営業費用の1,201千円につきましては、資産減耗費601千円、商品の販売原価、いわゆる費用ですけれども、600千円補正いたしまして1,201千円とするものでございます。

また、営業外費用の44千円ですけれども、本年度も全体で380,000千円程度繰り上げ償還をするわけですが、その中の企業債、公営企業債の償還が2本入っております。その分、143,000千円程度ですけれども、その支払いが9月20日土曜日になっております。そういうことで、土曜日曜休みということで、実際支払うのが22日月曜日の支払いになる予定でございます。そういうことで2日分の経過利息44千円でございます。

それから、資本的収入及び支出でございます。

収入の部ですけれども、工事負担金3,603千円を増額補正いたしまして、収入総額を45,448千円とするものでございます。この内訳としては、国道34号線の電線共同溝の工事が今、国のほうあっておりますけれども、その工事のための水道管の支障移設費でございます。当初、2,500千円程度協議をして予算化をお願いしとったわけですけれども、工事の変更等によりまして全体で5,530千円となったわけですので、3,030千円の増額補正をするということでございます。

それからもう1つ、市道病院通り線の交差点工事も建設課のほうで始められるようになっております。そういうことで、またそこにも水道管の支障物件ということで、移転費用として600千円の工事補償費でございます。

それから、2ページ目ですけれども、資本的支出ですけれども、建設改良費でございます。1,700千円増額補正いたしまして、支出総額を579,673千円とするものでございます。これは先ほど補償費のほうで申し上げたとおり、市道病院通り線の交差点改良工事の水道管の移設工事費でございます。1,700千円でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第77号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

議案第77号 平成19年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

皆さんのお手元に、この決算書、そして、附則として決算資料というのが配付されていると思いますけれども、この決算資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

まず、資料の中で、1ページから3ページまでについては全般的な概要ということで御説明をいたしております。

まず、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度全般的な決算状況で、1. 決算の規模については、歳入総額が11,992,450千円、歳出総額11,491,459千円となりました。歳入歳出差引額が500,991千円、翌年度へ繰り越すべき財源が20,981千円、実質収支額が480,010千円となっております。単年度収支額といたしましては68,820千円で、翌年度繰越額は480,010千円となっておりますのでございます。

2の財政主要指数につきましては、普通会計ベースにより決算統計で算出した指数でございます。まだ県の決定は見ておりませんが、大きな変化はないものと、そのように認識をいたしております。

なお、普通会計ベースにつきましては、区画整理会計の一部を含めた数値と御理解いただければと思っております。

まず、財政力指数につきましては、平成19年度0.458で、18年度が0.457となっております、大きな変動はあっていないところでございます。

経常収支比率は93.1%になっておりまして、18年度とも大きな変動はあっておりません。

下段のほうの公債費比率でございますが、平成19年度は14.1%となっております。財政構造の健全性のためには15%を超えないことが望ましいということが言われております。

実質公債費比率は、平成18年度からは地方債協議制度移行に伴いまして新しく設けられた指数でございます。3年間の平均となりますけれども、平成19年度は15.3%で、昨年18年度は15.6%で、0.3ポイントの減となっております。

この減少の要因といたしましては、普通交付税の基礎財政需要額に算入される臨時財政対策債の元金償還の増加によりまして、分子から控除される額がふえたためでございます。比率が18%を超えると地方債の許可が必要となります。また、25%を超えると単独事業の起債が制限されるということになります。

公債費負担比率は、平成19年度は17.0%、18年度は15.5%で、1.5ポイント高くなっております。これは、高金利の市債の繰り上げ償還を行ったためでございます。

3の一般会計決算の状況につきましては、1の決算の規模で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

これは先ほど監査委員さんからも御報告がありましたように、健全化判断比率の状況、それから資金不足比率の状況につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴いまして、平成19年度決算から監査委員の審査に付した上で議会へ報告し、公表することが義務づけられたところでございます。

この報告第8号、第9号で御報告しているとおりでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの第1表の一般会計歳入決算状況について御説明いたしますが、増加の大きなも

のとしては、14款の国庫支出金423,001千円、19款の繰入金178,258千円、次が20款の諸収入で158,464千円、16款の財産収入ということで108,712千円となっております。

この増加の主なものとしたしましては国庫支出金で、防衛施設周辺整備事業、それから市町村合併推進体制整備費、これは繰り越しの分でございますが、その分。また、西岡家住宅修理事業等が主な要因となっております。

また、減少の大きなものでは、2款の地方譲与税197,975千円、21款の市債159,938千円でございます。これは財源移譲による所得税、譲与税が200,510千円の減少、合併特例債が135,900千円の減少、区画整理事業関連で51,200千円などの減少が要因でございます。

次の2表、一般会計の自主財源と依存財源についての御説明でございますが、この2表につきましては自主財源と依存財源を示したものでございまして、自主財源4,454,139千円は歳入総額に占める割合は37.1%でございます。金額では704,366千円、これは前年度比として18.8%の増となっております。これは、市税のうちに市町村たばこ税が減少したものの、市税の増加と遊休地の処分売却収入、それからまた基金からの繰入金、前年度繰越金や大野原中学校体育館等の移転補償に伴う諸収入の増加によるものでございます。

依存財源の割合も62.9%、170,220千円と前年度比で2.3%の増となっております。増の要因としたしましては、普通交付税、繰越事業の国庫補助金や茶業研修施設建設費等の県補助金の増加によるものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思えます。

第3表で、市税の徴収実績について御説明をいたしたいと思えますが、本年度の課税分・滞納分合計徴収率は80.3%となっております。前年度徴収率は80.1%で、0.2の増という形になっております。今後もインターネット公売を初めとした滞納処分等の強化を図りながら、徴収率のアップに努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

11ページ、第4表、入湯税の充当状況でございます。

第4表の入湯税の充当状況につきましては、入湯税の使途として環境衛生費と消防費にそれぞれ25%、観光費に50%を充当しているというのが現状でございます。

12ページをお開きいただきたいと思えます。

第5表の一般会計目的別歳出決算状況について御説明をいたします。

決算額は11,491,459千円で、前年度に対して803,452千円、7.5%の増加となっております。増加が大きなものは、9款の教育費でございまして、25%の大幅な増加となっております。

増加の要因としたしましては、大野原中学校体育館の増設工事、繰越事業の大野原小学校のプールの改修工事、それから塩田中学校の耐震対策、それから西岡家住宅修理事業等が増加の要因でございます。

また、そのほか農林水産業費で12.9%の増で、茶業研修施設の建設費や、また商工費

37.6%増で、古湯温泉の駐車場用地取得費、志田焼の里の博物館用地取得費等が増加の要因ということであらわれております。

第6表の一般会計性質別歳出決算状況についてでございますが、増加の大きなものは11の普通建設事業費で、いわゆる投資的な経費で408,773千円、35.5%の増となっております。増加の要因といたしましては、先ほど申し上げました、第5表で御説明したことが要因ではなかろうかと判断をいたしております。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

第7表、一般会計歳出の目的別財源内訳について御説明を申し上げます。

目的別財源内訳でございますけれども、一般財源総額の充当状況を見ますと、3款の民生費に25.2%、2款の総務費に15.7%、11款の公債費に15.2%が充当され、全体の約半分を占めているのが現状でございます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。

第8表、一般会計歳出の性質別財源内訳について御説明いたします。

第7表とも関連いたしますが、充当いたしました一般財源は人件費に25.4%、繰出金に16.8%、補助費等に16.2%、公債費に15.4%、扶助費に8.3%となっております。義務的経費でありますので、人件費、扶助費、公債費、合わせて49.1%と全体の約半分近くを充当しているのが現状でございます。こうした状況でありますので、今後の事業につきましても当然、補助事業等の有効活用を図りながら推進する必要があると、そのように判断をいたしております。

最後になりますけれども、20ページをお開きいただきたいと思っております。

第15表、市債現在高の状況、これは普通会計ベースについて御説明いたします。

この表は、市債現在高の状況を普通会計ベースであらわしたものでございまして、18年度の現在高が11,903,594千円でしたが、19年度末で11,511,529千円で392,065千円の減少という形を見たところでございます。

以上で一般会計決算に関する説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第78号及び議案第79号について説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

それでは、議案第78号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算資料の15ページをお願いいたします。

歳入につきましては、決算額が4,238,418千円で前年度に対しまして558,131千円、15.2%の増加となっております。

その主な要因は、1つには療養給付費等交付金が212,382千円の増加であり、これは前年

度に実施しました退職者被保険者の精査に伴うものでありまして、前年度の追加交付分も含めて増額となっています。あと一つの要因といたしましては、共同事業交付金が前年度に対しまして278,757千円、96.3%増加しており、これにつきましては、前年度中途から実施になりました保険財政安定化共同事業が年度間を通した事業として実施したことによるものでございます。

続きまして、歳出につきましては、決算額が4,093,300千円で前年度より437,327千円、12.0%の増となっています。この増加につきましては、歳入と同じく保険財政安定化事業が通年事業となったことによる共同事業拠出金の増加が235,465千円の増加となっており、また保険給付費の療養諸費につきましても、一般被保険者4.6%、退職被保険者が10.9%とそれぞれ前年度よりも増加しておりまして、合わせまして134,437千円の増加となっております。この2つの科目が歳出増加の主な要因となっております。

決算書、16ページから17ページをお願いいたします。

歳入合計では、予算現額が4,190,302千円、調定額が4,632,020,721円、収入済額4,238,417,922円となっております。収入率としましては91.5%で、不納欠損額は29,506,562円、収入未済額は364,096,237円となっております。

続きまして、歳出ですが、20ページ、21ページをお開きください。

歳出の予算現額が4,190,302千円で、支出済額は4,093,299,868円で執行率は97.7%となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引きした歳入歳出差引残額は145,118,054円となりまして、そのうち基金への繰り入れ75,000千円を予定いたし、平成20年度への繰越額は70,118,054円となります。

また、決算年度末の基金残高につきましては、決算書414ページに記載しておりますように83,187千円でございます。

以上で国保特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第79号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算資料の16ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、決算額は3,989,725千円で前年度よりも0.7%の微増となっています。

歳入の内容では、支払基金、国、県、市町村の負担割合が変更になったことに伴い、それぞれ増減が生じております。

歳出ですが、決算額は3,982,761千円で、歳入と同じく前年度よりも0.7%の増となっております。その要因としましては、医療受給者数の減少は19年度も続きましたが、1人当たりの医療費が若干上昇し、歳出のほとんどを占める医療諸費で前年度よりも率で0.6%、額で22,668千円増加したことが主な要因となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第80号から議案第83号までについて説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

そしたら、議案第80号から83号まで御説明申し上げます。

決算資料により御説明を申し上げたいと思います。決算資料の5ページをお開き願いたいと思います。

まず、議案第80号 農業集落排水事業決算認定でございますけど、前年度に対して442,731千円の増額決算となりました。これにつきましては、国庫補助金、市債がここに記載しているとおり増額によるものでございます。本格的な事業開始が2年目というところでございまして、19年度末で管渠の布設の進捗率でございますけど、五町田、谷所地区は45.5%となったところでございます。

それから、歳出につきましては、歳入同様439,657千円の増額となったところでございます。

続きまして、議案第81号 公共下水道費特別会計決算認定について御説明を申し上げたいと思います。

歳入につきましては、前年度に対し210,442千円の減少となったところでございます。これにつきましては、事業量の減によるものが主な要因で、国庫支出金、市債はそれぞれここに掲載しているとおりの金額が減額になりました。

歳出につきましても、歳入同様、事業費の減によりまして215,793千円減少の決算となったところでございます。現在の公共下水道認可区域139ヘクタールのうち75.6%が整備済みというふうな結果になったところでございます。

続きまして、議案第82号 第七土地区画整理の決算認定でございますけど、前年度に対して2,807千円増加をいたしました。これにつきましては、市債が増加したということで、市債の増加としては前年度からの繰越事業があったためでございます。

歳出につきましては、6ページの決算額3,744千円の増加ということになったところでございます。平成19年度末の進捗率といたしまして76.58%の進捗率となったところでございます。

続きまして、議案第83号 第八土地区画整理特別会計の決算認定でございますけど、前年度に対して28,818千円の増加となったところでございます。事業の進展に伴いまして国庫支出金及び市債がここに掲げているとおりの金額の増加が主な要因でございます。

歳出につきましても前年度に対し29,434千円の増加の決算となったところでございます。

平成19年度末の第八土地区画整理事業の進捗率でございますけど、76.9%の進捗率となったところでございます。

以上で議案第80号から83号の認定の説明にかえさせていただきます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第84号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第84号 平成19年度嬉野市水道事業会計決算認定について説明を申し上げます。

決算書の13ページをお願いいたします。

その中の(1)概要のちょうど中ほどですけれども、イの経理でございます。経理の上から2段目右端からですが、損益勘定事業収益で755,368,403円に対しまして事業費用といたしまして749,053,912円で、収支差し引きますと平成19年度は6,314,491円の経常利益となっております。

また、資本勘定では収入額51,067,800円に対しまして支出額603,060,095円で、これもまた収支差し引きますと553,854,455円の不足を生じております。これにつきましては、当年度分の消費税及び旧事業からの引き継ぎ現金で補てんをいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第61号から議案第76号まで、議案第85号から諮問第3号までの20件につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第76号まで及び議案第85号から諮問第3号までの20件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 平成19年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、平成19年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号は平成19年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました平成19年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番小田寛之議員、3番梶原睦也議員、5番園田浩之議員、7番田中政司議員、9番織田菊男議員、11番神近勝彦議員、13番山口榮一議員、17番田口好秋議員、19番平野昭義議員、21番山口栄秋議員、以上10名を指名いたします。

続けてお諮りいたします。議案第78号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定についてから議案第84号 平成19年度嬉野市水道事業会計決算認定についての7件につきましては、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、平成19年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第84号の7件につきましては、平成19年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成19年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、2番大島恒典議員、4番秋月留美子議員、6番副島孝裕議員、8番川原等議員、12番太田重喜議員、14番野副道夫議員、16番副島敏之議員、18番西村信夫議員、20番山田伊佐男議員、以上9名を指名いたします。

なお、これから休憩したいと思います。休憩中に各決算特別委員会を開催していただきまして正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、御報告いたします。

平成19年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員長に平野昭義議員、副委員長に園田浩之議員、平成19年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会委員長に野副道夫議員、副委員長に副島敏之議員、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

日程第32. 発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

この件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い会議規則の一部を改正するもので、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき提出するものでございます。

提出日は、本日平成20年9月5日で、提出者は私山口榮一、賛成者は山口榮秋議員、野副

道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

改正の内容につきましては、お手元の発議第11号、最終ページにある新旧対照表のとおり、引用されている地方自治法の条項の数を変更するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第11号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

日程第33. 先議表決を行います。

ただいま提案された議案のうち、議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例について及び議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について並びに発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則については、早急に施行する必要があるため、先議表決したいと思います。したがって、直ちにこれを先議し、討論、採決まで行いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第61号及び議案第68号並びに発議第11号は質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

これから議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整備に関する条例については可決されました。

次に、議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終わります。

これから議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第68号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、発議第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第11号の質疑を終わります。

これから発議第11号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第11号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則については可決されました。

日程第34. 陳情の委員会付託を行います。

本日まで提出されました陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり付託をいたします。常任委員会においては、審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第35. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、消防活動についての報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

総務企画常任委員会の報告をいたします。

平成20年6月議会で付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件、消防活動について。

総務企画常任委員会では、上記の付託事件調査のため、平成20年8月4日消防活動について調査をいたしました。

また、前回（平成18年8月17日）嬉野市消防団から要望のあった下記の点についてもその

後の処理状況について調査をいたしました。

前回の嬉野市消防団の要望事項

1. 消防審議会の立ち上げを。
2. 消防施設の設置については消防団との協議を。
3. 文化財に対する消火マニュアル作成。
4. 市役所職員への消防団に対する理解を深めさせる指導が必要ということでございました。

調査した理由

現在、少子高齢化が進む中、嬉野市消防団においては団員確保に困難が生じている。今後も消防団組織そのものを維持するためには部の再編成などの改革を進める必要があります。これからの消防活動の維持発展を図るためには行政と消防団との連携を密にすることが重要と考え、消防団役員との協議を行いました。

消防団の要望

1. 文化財の消火方法は普通の住宅とは違うのでは。ほかの地域の事例等を検討され、早急にマニュアル化してほしい。
2. 塩田津「重要伝統的建造物群保存地区」にある浦田川を消防水利として利用できるよう関係機関と協議をしてほしい。
3. 塩田町の機庫は市の所有であり、嬉野町は私有地、または区有である。調整が必要ではということです。
4. 団員の確保に苦慮している。若い世代が入部しやすい雰囲気づくりを議員、区長にお願いしたいということでございました。

委員会の意見といたしまして、平成17年12月27日に重要伝統的建造物群保存地区に選定された塩田津には国の重要文化財に指定されている西岡家もあり、本地区の防災マニュアルの作成は早急に整備されなくてはならない。特に文化財の消火活動については、消防団として知識がないことから早急な対処が必要である。

また、伝建地区の消防水利を確保するためには浦田川の整備が必要不可欠である。佐賀県との協議を含む早急な対処を望む。

一方、消防団の活動拠点である消防施設「機庫」については、旧塩田町と旧嬉野町での取り扱いが異なっています。旧塩田町においては原則的に行政所有ということで、旧嬉野町においてはおおむね区有となっています。合併以前からの取り扱いで統一するにはしばらくの時間が必要とのことでありますけれども、早急に統一するように努力を望みます。

今回の消防団役員との協議において最大の問題点である部の統廃合問題については、今日の少子高齢化が山間地に行くほど進んでおり、団員の確保が困難な部もあります。現在、部の再編成について、消防団が主体となり行政も入って協議調整がなされておりますが、今後

も連携を密にして進めていただきたい。そして、消防審議会に対し部の統廃合を早急に諮問するためにも地元の同意を得られるように努力をしていただくように望みます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。消防活動については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、教育問題についての報告を求めます。平野昭義文教厚生常任副委員長。

○文教厚生常任副委員長（平野昭義君）

文教厚生常任委員会の報告をいたします。

文教厚生では、平成20年6月議会で付託された下記の件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名といたしましては、教育問題について。

本委員会に付託された事件について、平成20年7月28日、嬉野市内各小・中学校の学校長と嬉野市における学校教育の問題点について意見交換を行いました。

市内学校におけるいじめの問題が第1件であります。

各学校におけるいじめの実態や対策など、取り組みについて報告を受けました。

それぞれの学校におけるいじめの問題について努力されておられますが、完全に撲滅することは難しいのが現状であります。

中学校においては1年生に多く、2年生の後半からは減少傾向にあります。

いじめは、やったほうは小さな問題と考えても受けた側は大きく受け取っております。今日までいじめの認定に当たるいじめは発生していないとの報告をされました。いじめの定義は、従前においては「弱いものを一方的に身体的に攻撃することで、相手に深刻な苦痛を受けさせること」とされていましたが、見直し後は「一定の人間関係の中で、心理的、物理的攻撃を受けること」がいじめと定義されています。

いじめの未然防止対策として、校内に相談ボックスの設置、養護教員からの連絡を受けたり、カウンセラーの配置などで対処されておられます。

近年において携帯電話やパソコンによる犯罪も多くなっておりませんが、携帯電話など持たせる保護者は子供に犯罪に巻き込まれないよう注意していくべきであるとの意見も多くあり

ました。

意見交換会を通じて各学校ともいじめ問題について、対策や防止策に真剣に取り組んでいただいておりますことに感謝し、さらなる完全撲滅に向けた努力を期待したところであります。

次に、2学期制について。

この問題については、昨年6月市内各校長会の中で取り上げられましたが、市内校長の転勤などを考え、再度意見交換を取り上げました。

県内では大半の学校が3学期制を施行されている中、嬉野市は全校で2学期制が実施されています。

本年度当市に赴任されてこられたある小学校の校長は2学期制を高く評価されておられました。

理由として、学力は全国平均より高いこと、ゆったりとした1学期を初めて過ごされたこと、夏休みの行事計画においてもゆとりができたことなど高く成果を上げておられます。また、2学期制に対して保護者からの反対の声も聞こえておらないとの発言もあり、2学期制が定着した感を受けましたが、保護者との協議内容については聞かれませんでした。しかし、小学校での2学期制については、四季移り変わりなど大きな節目がないため、2学期制のメリットがよくわからないという声の一部の保護者から聞かれたと報告も聞きました。

現在、文部科学省は、2学期制について指導、指示はしていないため、この問題は市の教育委員会で実施、指導されております。

四季折々の長い学校教育の歴史の中で定着してきた3学期制は全国的に現在実施されておりますが、当市においては2学期制が既に現在施行され、その評価も一定程度行われております。定着しつつある教育界の改革と受けとめました。

しかし、この問題は重大な問題であり、今後も機会あるごとに学校と保護者の間でメリット、デメリットについて十分協議していくことが残された課題であるということで結論をいたしました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。教育問題については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会付託事件、農産物の販売についての報告を求めます。野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

産業建設常任委員会の報告を行います。

平成20年6月議会において付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名は、農産物の販売についてということであります。

産業建設常任委員会では、上記付託事件調査のために平成20年7月22日、熊本県荒尾市における地域再生事業の取り組みについて調査をいたしました。

荒尾市の概要については、後で一読いただきたいというふうに思います。

調査した理由につきましては、御承知のように、我が国では安全でなくてはならない食品が企業による利潤の追求から、産地の偽装を初め、賞味期限の改ざん、料理の使い回しなど、私たち一般市民の感覚では考えられないような事件が頻発をしております。

そのような中で、消費者は安心して安全なものを求める時代へと変わってきたことが物語るように全国津々浦々で地産地消の声とともに、農、海産物の販売所が設立をされ、衰退の一途をたどっている農村地域における活性化の一翼を担っている現状にあります。

特に荒尾市にあっては、いち早く地域再生の取り組みを始められ、平成16年に国の制度事業である地域再生事業の認定を受け、事業に着者されており、地域住民による研究会が設立をされて頻繁に研究会を開催し、郊外の大型スーパーまで行くことが困難な老人を対象にした半径300メートル圏内での産物販売所の開設などの取り組みがなされており、その実態を知るべく調査をいたしました。

委員会の意見としましては、荒尾市は炭鉱のまちとして発展をし続けてきたわけですが、昭和62年から石炭政策の合理化が進められ、地域の基幹産業であった三井三池炭鉱が平成9年3月に完全に閉山をされ、合理化が始まって以来、人口は流出し、一方では高齢化が進み、まちの活力も低下の一途をたどってきておりましたが、平成16年度には国の支援を受ける地域再生事業の認可を受けて事業を開始し、中央商店街の有志（小売店の店主ばかり）の5人が企業組合を組織し、空き店舗を活用した起業創造、商店街再生の拠点「まちなか研究室（青空研究室）」を設立した。

ここでは農家と連携をした野菜の直販と、それから非常に小さい5坪ほどの狭いスペースを使ってワイナリーをつくっておられて、あわせて販売もされておりました。ワイナリー設置に必要な資金も行政に頼るのではなく、市民に出資を呼びかけて協賛してもらい調達するなど、苦勞されていたことが非常に印象的でした。

そして、今では販売所など数店舗を展開し、日常の買い物の場所として雇用の確保、ひいては地域コミュニティーの復活にも一役を買っているということがございます。要は、地域

の熱意があるかないかによって活性化の道をたどるのか、あるいは衰退の道をたどるのかの分岐点であることを肌で感じたことであります。

当市におきましても、国の制度による地域再生に関連する事業情報の収集には積極的に努め、地域再生に本腰を入れて取り組む必要があるということが委員会の意見でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農産物の販売については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の付託事件、議会運営についての報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

それでは、議会運営委員会報告をいたします。

平成20年6月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、議会運営について。

議会運営委員会では、上記付託事件のため、平成20年8月6日・7日、三重県伊賀市議会と三重県議会を調査いたしました。

理由といたしましては、嬉野市でも議会基本条例の制定に向けて協議がっておりますので、その件についてどのような形で進められたか、それを調査するために行ってまいりました。

伊賀市の市議会視察報告と県議会報告については、見て後で読んでいただきたいと思います。

委員会の意見、平成12年4月から地方分権一括法が施行され、中央集権型から地方へ権限や財源を委譲する行政システムに変わり、地方自治体みずからの責任と判断によって地域住民の声を反映した政策を行うことができるようになりました。

そういう中で、住民から付託を受けた議会も改革に取り組み住民の期待にこたえなければなりません。

現在、嬉野市議会においても、議会の最高規範である議会基本条例制定へ向けて協議が行

われております。今後、検討すべき課題としては、議会報告会、政策討論会、反問権、議会モニター制度などが考えられますが、基本条例の趣旨を各議員が理解するとともに、市民にも条例の必要性の説明を行い、市民の意見を反映させた全国一並びではない、本市に合った独自の条例をつくるべきと思われます。特に議会報告会においては、住民が参加しやすいよう、単なる議会報告会にとどまらず、住民との対話を大切にされた形での実施が望まれます。

また、反問権の導入に当たっては、反問された議員は自己の質問において十分な勉強をしていないと対応できないので、今以上の議員の研さんが求められます。

一方、三重県議会で行われている2会期制については、嬉野市議会においても2会期制にするか、3会期制にするかを含め、導入に向けた検討も必要であります。

しかしながら、議会基本条例の制定に向けては、今後とも慎重かつ十分な議論を行うべきだと考えます。

この後のほうに、主な質疑応答を載せております。それと、議会政策討論会の設置要領、議会報告会の基本的な考え方、それから議会報告会の資料も一部つけておりますので、後で見ていただきたいと思います。

それから、県議会のほうにつきましては、ここに付けておりますが、ことしから2会期制を導入されております。これについては、このようになっております。

それと、県議会の基本条例の制定に向けての協議については、平成7年からずっとこのように話し合いが続けられて設置をされておりますので、後でお目通しをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

ちょっとお尋ねします。

今言われた中で、三重県議会では2会期制と。それにつけて、嬉野市議会も2会期制にするか、3会期制にするかということを含めた検討を、導入について検討をしていく必要があると。私は今までずっと議会におりまして、ちょっとなかなかぴんときませんですけど、委員会としてはそういう前提で議論をされての結論ですかね。

○議長（山口 要君）

山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

これにつきましては、市長の専決処分というのが、2会期制にした場合には少なくても済むというふうな話も聞いておりますので、もしそういうことができれば、それがいいかなという感じでちょっと議運のほうでは出ましたものですから、書いております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ちょっともう1つ、今のことで、市長のほうで専決処分が云々ということではありますが、これは住民の意見は聞かんでも、こちらで、執行部で提案すれば、それが議会で通ればいいというふうな感じになっていくわけですかね。住民の意見は全く——いわゆる選挙民ですたいね。

○議長（山口 要君）

山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

それは、先ほどの委員会の意見の中にありましたように、住民の声を十分に反映させた改革はしなきゃならないと思います。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営については報告のとおり了承することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時21分 散会